

堅田藩の百姓一揆

―安永八年（一七七九）の代表越訴―

水本 邦彦

堅田藩の百姓一揆 ～安永八年（一七七九）の代表越訴～

水本 邦彦

Name :

MIZUMOTO Kunihiko

Title :

Peasants revolt of Katata domain in 1779 CE

Summary :

Peasants in Katata domain, which is located in Shiga prefecture at present, hold a revolt in 1779 CE against additional duties sent from their lord. A total of 29 representatives of some 17 villages went to the Sakura domain's office in Edo, and complained of the bill. In this study, I extensively explored historical documents to understand the entire processes of this revolt.

はじめに

江戸時代後期の安永八年（一七七九）、近江国滋賀郡本堅田村に陣屋を置く堅田藩（領主堀田氏）の領民百姓たちが、御用金賦課に反対して代表越訴型の一揆を起こした〔註1〕。領内二九カ村の過半十七カ村の代表者あわせて二九名が江戸に下り、要求を掲げて自領主本家（下総国佐倉藩十一万石の堀田氏）の江戸屋敷に駆け込み訴えるという過激なものだった。

この時期に起きた越訴事件としては、天明五年（一七八五）の伏見義民騒動が有名だが、それに先行する本一揆についてはこれまで全く知られていなかった。と同時に、この一揆は、参加者から一人の処分者を出すこともなく要求を貫徹したという点でも、大変興味深い事件である。さいわいこの一揆については、藩側の史料「堀田家記録」と大津市本堅田「伊豆神社所蔵文書」など地元史料の双方から接近できるという好条件にある〔註2〕。以下、藩側、村側の両史料を突き合わせながら、越訴の背景、江戸出訴から収束に至るまでの経過、および処分問題などについて考察する。

一、越訴の原因と背景

本題の越訴について検討する前提として、あらかじめ堅田藩の領地支配の仕組みについて概観しておく。この点に関する詳細な研究は今後の課題だが、さしあたり越訴出来時点での仕組みを図示すれば、おおむね【図1】のような構造だったと想定される。

郡奉行・江戸から派遣される堀田氏の家中侍。一揆発生前々の安永六年までは、依田宗左衛門と横川登弥太の二人体制だったが、安永七、八年には横川一人が奉行を勤めている。郡方役・郡奉行を補佐する。この役も立藩当初の元禄十一年（一六九八）頃より享保年間（一七一六～三六）には江戸から侍が派遣されていたが、次第に地元の有力者に担わせるようになった。【図1】にみえる河村、児嶋のいずれも領内の出身で、河村は安永四年からこの役を勤めており、児嶋は同七年に大庄屋から取りたてられている。

大庄屋・郡方役の下にあつて陣屋と村を仲介する役割を担う。安永期には三人が任命されていた。なお、この時点での管轄区域などは不明である。

帯刀者・中世以来の家筋を誇る堅田郷士の集団で、藩から名字帯刀を許され、「御家来同様」の位置づけだった。郡方役や大庄屋の多くはこの集団を母体にして選ばれた。

庄屋・年寄・領内二九カ村（滋賀郡十九カ村、高島郡一〇カ村）

の各村に置かれた。ただし、本堅田村は陣屋元の大村ということもあり、庄屋は三、四名が任命され、年寄も複数名存在した。

さて、安永八年に起こされた越訴事件の直接の原因は、この年に郡奉行から命じられた莫大な御用金賦課にあつたと見られる。藩からの触れ書や本堅田村からの願書を年ごとに庄屋が書き留めた「本堅田村諸色留帳」（伊豆神社所蔵文書）は、越訴二か月前の六月の項に、つぎのように記している（読み下し文に改変）。

六月五日、堅田ならびに滋賀拾八ヶ村御用所へ御召し出し、この度殿様御借用銀段々相増し候に付き、成され方これなく、御領分へ引き請けくれ候様仰せ付けらる。七日迄日延べ御願い申し、郷中も（へ）罷り帰り、七日罷り出候所、銀高五百六拾三貫匁余御願い成され、段々御断り申し上げ候えども、御聞き届けこれなく、九日に町々年寄残らず御用所へ罷り出、御断り申し上げ候えども、殊のほか御叱り成さる。又々相退き、町々申し聞かせ、よんどころなく御請け申し候事。

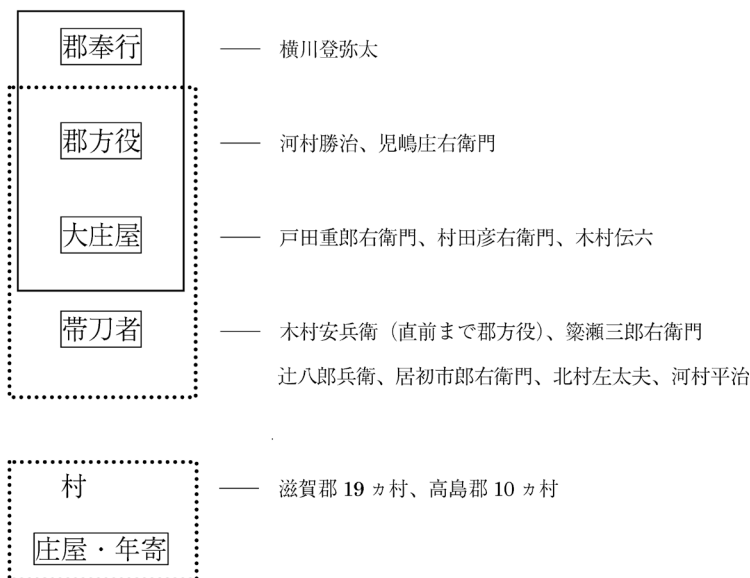
殿様が抱え込んだ借用銀の返済のため、領民に対し銀五六三貫匁余の御用金を賦課するといふものである。領民側は繰り返し断つたが、郡奉行（横川登弥太）の御叱りに抗しきれず、本堅田村庄屋衆は町内を説得して引き受けることにしたという。ちなみに、要請額の銀五六三貫匁余を、かりに銀六〇匁〃米一

石で換算してみると九三八三石余となる。これはじつに堅田藩領全体の領知高一万石にも匹敵する莫大な賦課金額である。

このような強引にして多大の御用金賦課政策の背景には、悪化の一途をたどる藩財政や、前年の水害による年貢減収などがあった。たとえば、御用金賦課に先立つ安永四年四月に策定された五年間の儉約令は、同藩財政がかなり危機にあったことを如実に語っている。藩の勝手方役人や陣屋奉行らが連名し、藩主の裏付けで領内村々に示された儉約令は、江戸藩邸と堅田陣屋を合わせた藩全体の年間支出の上限を二、二二五両に定めること、その仕送りを銭屋半兵衛・伊勢屋清次郎に任せること、仕送り金の引き当てには、毎年大津御蔵に納められる領民からの収納米（年貢米）を充てること、などと謳っている。ちなみに、ここに登場する銭屋、伊勢屋はそれぞれ大津、膳所の商人であることが「本堅田村諸色留帳」から判明する。つまり、この時期、村からの年貢米はすでに地元商人たちに掌握されており、藩経済は彼らの仕送り金で賄われるという受動的な構造に陥っていた。

御用金賦課政策の前年、安永七年の水害は、悪化した藩経済に更なるダメージを与えた模様である。同年十一月の藩中央から藩士への申し渡しによれば、当年の収納は当初予定の四割にまで落ち込んだとあり、それゆえ、藩士は諸手当て支給の遅滞に備えるように、衣類は見苦しくても構わない、家中の音信贈答は止め平日の暮し方に費えなきように、などと指示している。

安永八年の御用金賦課政策は、こうした流れの中で打ち出された。



【図1】 堅田藩陣屋（在方役所）の仕組み（越訴事件当時）

太い実線枠は堅田陣屋構成メンバー。破線枠は地元出身者。

二、事件の経過―越訴から処分まで―

莫大な金額の御用金の賦課に対して、本堅田村を始めとする何カ村かはしぶながらこれを受け入れたが、過半の村は反対して江戸への出訴に踏み切った。以下、「堀田家記録」および「本堅田村諸色留帳」の記事から事件の経過を跡付ける。

以下、無印は「堀田家記録」（「公私緊要・勝手ノ四」）より、※印は「本堅田村諸色留帳」による。また（ ）内は筆者の注釈である。

- ① 七月十八日 堀田本家（下総国佐倉藩、十一万石）の江戸屋敷留守居より堅田藩江戸屋敷留守居（富永半弥）に手紙連絡が入る。本日、馬喰町二丁目幸手屋長兵衛方を宿にした堅田藩領民惣代五人が、願いありと本家屋敷に訴え出た（惣代十一人中、六人は病気のため不参加）。明日堅田藩江戸屋敷へ出頭するよう申し渡した由。（惣代十一人＝滋賀郡一九カ村のうち一〇カ村の代表）
- ② 七月十九日 宿主の幸手屋長兵衛の付き添いで惣代五名が堅田藩江戸屋敷へ出頭する。
- ③ 七月二十四日 提出した願書の扱いを問うて庄屋たち四名が出頭する。評儀中なので宿で待機するように命じる。
- ④ 八月二日 明日三日に、惣代十六人すべてが出頭するように

申し遣わす。（惣代数は①～④の間に五名増）

- ⑤ 八月三日 領分十一カ村庄屋共十一人（外五病欠）を呼び出し、内尋ねを開始する。（史料には「領分十一カ村惣代十六人」とあるが、滋賀郡参加村実数は一〇カ村）
- ⑥ 同日 高島郡の八カ村十三人も去る十八日に江戸に向かった、との知らせが届く。「八カ村」とあるが、実際の参加村数は七カ村）
- ⑦ 八月八日 庄屋たちから追訴の願書が出される。高島郡七カ村庄屋共十三人も罷り出る。
- ⑧ 八月十六日 本家藩主より、吟味（取り調べ）の場に本家の大目付岩崎甚右衛門を立ち会わせるよう指導が入る。
- ⑨ 八月十八日より 吟味が始まる。（惣代十七カ村・二九人。うち病欠五人）
- ⑩ ※九月十五日 江戸に召喚され八月二五日に堅田を出立した在所御役人（郡奉行）の横川登弥太が、江戸着の翌日の九月十五日に急死する。
- ⑪ ※この間、本家の大目付岩崎甚右衛門の立ち会いのもとに、吟味が進められ、百姓たちの願いが聞き届けられる。
- ⑫ 九月二二日 出訴の百姓たちの帰村を許す。地元での調査のため本家からも役人が派遣されることになる。
- ⑬ ※十月七日 現地での調査と在所役人御礼のため、堅田藩家老高橋丈右衛門と堀田本家の出野治郎兵衛（堅田藩の物頭・郡奉行行に任命）が派遣される。

⑭※十月十八日 本堅田村の村役人が江戸役人一行を中山道守山宿まで出迎える。

⑮※十月十九日 在所役人に対する事件糾明の御糺し五箇条が示され、返答が求められる。

⑯※十月二十一日 在所役人に対し謹慎などの処分が命じられる。処分免除者もあり。

⑰※同日 滋賀郡から出府した庄屋たちに、⑯の処置が伝えられる。なお、藩側から改めて御用金の要請があったが、庄屋たちは延期を願い出て退出する。

⑱※十月二十二日 滋賀郡中村々からの異議申し立てにより、在所役人の謹慎場所は陣屋内から各々の所属村へと改められる。

三、処分の理由と内容

二でたどった事件経過からも明らかのように、この越訴一件は、百姓側の要求が認められたという点に大きな特色があり、同時に、領地運営を担う在所役人やそれに準ずる人々が処罰されたという点でも注目に値する。そうした対応を選択した藩の論理や処分内容について、堀田家記録から詳しく見てみよう。越訴に対する藩側の最終的な態度・判断は、十月二十一日、領内の全村々宛に示されたと推定される申し渡し文面によく表れている。要約して示せば次のごとくである。

①百姓の願いの内容を調べたところ、在勤中の横川登弥太の

諸事取計らいに不法があり、郡方役の児嶋庄右衛門および大庄屋戸田重郎右衛門、村田彦右衛門の勤め方もよくなかった。そのうえ、先達での御用金賦課については、割り掛け方に不都合が多く、非分のやり方もあった。そこで、それぞれに対して処罰を行った。

②百姓たちは江戸での取調べのなかで、御用金政策のみが問題ではなく、在所役人の不適切な政治全般が原因で出訴に至ったと申し述べていた。つまり、百姓たちの考えは「失政は末々（百姓）にもお上（藩主）の為にもならないし、百姓が長く続くことこそ大事だ」というものであり、この点は、お上も至極もつともなことだと満足されている。③しかし、大勢の百姓どもが江戸御屋敷の門前へ願ひ出るやり方は、公儀の法度に触れる行為である。もし今回の出訴について公儀が不審を抱けば、願ひの善悪によらず、惣代たちは処分されることになる。そのようなことになっては、お上の為を思っ出訴したにもかかわらず法度違反とされ、またお上も咎めを受けることになり、はなはだ残念なことである。

④ついては、今後不法な取計らいをする在所御役人がいた場合は、内々にはかの役人へ申し上げ、その指図を受けてから願ひ出るように。

⑤こうした指示は、百姓が永続するようにとのお上の御憐憫の気持ちからのことであり、今後は心得違ひのないように

と仰せ出された。庄屋たちはこの旨を小百姓まで申し聞かせるように。

おおむねこのように申し渡している。一揆・徒党に該当する百姓たちの行動を、お上も願っている百姓永続のための訴えとすり替え肯定したうえで、そうした行動を生み出した原因は在方役人の失政にあるとするのである。こうした対応の背後には、恐らくは藩中央も承知の上で進められた横川らの御用金政策の失敗を隠蔽し、藩政に向かう批判を弱めようとした意図があったと推測され、また公儀から領内管理不行き届きの「察当」を受ける危険を回避しようとする思惑も見え隠れする。

このようなかなり強引な論理のすり替えのゆえであろうか、在方役人に対する処分は、郡方役一名と大庄屋二名の解任、その他は御叱りという比較的軽微な程度に留まった。以下、処分内容を示す。

〈郡方役〉 児島庄右衛門 勤め方思し召しに叶わず。御役取り上げ、御扶持給米召し離し。住居はお構いなし。

〈郡方役〉 河村勝次 大勢を出訴させたことは不行き届き。

しかし現在年貢収納最中であり、人手が少ないので咎の儀は沙汰に及ばず。

〈大庄屋〉 戸田重郎右衛門・村田彦右衛門 勤め方はなほだ宜しからず。大庄屋役、御扶持・帯刀取り上げ。

〈大庄屋〉 木村伝六、〈堅田村庄屋〉 竹内莊吾・中村多三郎 大勢を出訴させたことは御家来同様の帯刀身分として不行

き届き。しかし事は済んだので咎には及ばず。

〈帯刀之者〉 木村安兵衛、築瀬三郎右衛門、辻八郎兵衛、居初市郎右衛門、北村左太夫、河村平治 大勢を出訴させたことは御家来同様の帯刀身分として不行き届き。しかし事は済んだので咎には及ばず。

そして、この後、陣屋役人は次のようなメンバーで再編成された。

郡奉行 出野治郎兵衛、郡方役 河村勝治・木村安兵衛、大庄屋 竹内莊吾・中村多三郎・辻八郎兵衛

出野は堀田本家からの「借人」(出向)で事件収束を指揮した人物、河村は留任、木村は元郡方役である。また大庄屋となった竹内・中村は本堅田村庄屋からの昇格、辻は帯刀人グループの一員だった。

おわりに

以上、堅田藩領の過半村々の代表者が決行した安永八年代表越訴事件の概略を記した。なぜ彼らは堀田本家の江戸屋敷に訴え出たのか、本家が事件解決に強く介入した理由は何か、公事宿幸手屋の役割をどう見るか、など、残された課題も少なくない。引き続き関係史料の収集と分析を進め、検討していきたい。

本稿は、堅田大庄屋文書研究会(代表、筆者)、および科学研究費補助金基盤研究「譜代小藩堅田藩の基礎的研究―地域社

会の変容と藩政の展開―」グループ（代表、東谷 智）の研究
成果の一部である。

註

1. 堅田藩は大津市本堅田に陣屋を置く堀田氏を藩主とする譜代大名（定府）である。元禄十一年（一六九八）に初代堀田正高が下野国佐野より入封して立藩。正高の祖父堀田正盛は下総国佐倉藩十一万石を得て三代将軍家光に仕え老中を勤めた。父親の正俊（下総国古河十三万石、大老）は貞享元年（一六八四）稲葉正休（若年寄）に刺殺されたため、子の正高は下野国佐野一万石の小大名となった。元禄十一年に近江国（滋賀郡・高島郡）に領知替えとなる。その後、文化三年（一八〇六）に三千石を加増され、文政九年（一八二六）佐野に本拠を移したため堅田藩は廃藩となるが、滋賀郡内の領地はそのまま存続した。

2. 藩政史料としては、藩政時代に項目ごとに編集製本された堀田家記録（東京大学法学部法制史資料室蔵）がある。また、地方史料としては、陣屋のおかれた本堅田村の庄屋文書を含む伊豆神社文書や、堅田郷土の居初家文書、滋賀郡の領地村であった衣川村関係史料（千葉乗隆編『江州衣川村文書（上）』同朋舎、一九七六年）、高島郡の領地村であった浜分村（高島市今津町浜分）の岩佐家文書などが残る。本一揆に関しては、堀田家記録および伊豆神社文書中の「本堅田村諸色留帳」に書き留められている。

成安造形大学附属近江学研究所紀要 第5号

発行日 平成28年3月24日

発 行 学校法人京都成安学園 成安造形大学 附属近江学研究所
〒520-0248 滋賀県大津市仰木の里東4-3-1
電話 077-574-2118

発行者 木村 至宏

編 集 成安造形大学附属近江学研究所

印刷所 宮川印刷株式会社

©Seian University of Art and Design 2016

ISSN 2186-6937